

会 議 録

1 会議名

平成29年度 第1回 阿賀野市人権教育・啓発推進計画策定委員会

2 開催日時

平成29年11月17日（金） 午後1時30分から午後3時40分まで

3 開催場所

阿賀野市役所 別館「303会議室」

4 出席者(傍聴者を除く。)氏名(敬称略)

- ・委員：小野 敏、伊藤 義人、伊藤 明子、若月 進、奥村 克彦、塚田 眞弘、
立川 エリ子 (8名中7名出席)
- ・小菅民生部長
- ・事務局：菅井市民生活課長、島田相談係長

5 議事(公開・非公開の別)

- (1) 市民意識調査結果報告について(公開)
- (2) 人権教育・啓発計画骨子(事務局素案)について(公開)

6 非公開の理由

なし

7 傍聴者の数

0人

8 発言の内容

1) 開会

■菅井市民生活課長(司会)

これより「平成29年度 第1回 阿賀野市人権教育・啓発推進計画策定委員会」を開会いたします。

私、市民生活課課長の菅井と申します。昨年からは皆様と一緒にこの計画策定のメンバーに入れていただいております。

会議に入る前に皆様にご報告申し上げます。

本委員会は「阿賀野市審議会等の会議の公開に関する要綱」に基づきまして、会議及び議事録を公開することとなります。これによりましてあちらに傍聴席を設けておりますとともに、後日、議事録作成のために会議の内容を録音させていただきたいと思っております。

なお、法令等で公開できないとされるものや審議の過程で公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合には理由を明らかにしたうえで、全部又は一部を非公開とすることも本会で決定できますが、原則的には公開となりますので委員の皆様におかれましては予めご了承くださいるようお願いいたします。

また、本日は、部落解放同盟新潟県連合会の長谷川委員から欠席の連絡を受けておりますが、「阿賀野市人権教育・啓発推進計画策定委員会設置要綱」第6条第2項の規定により、出席委員が過半数を超えておりますので会議は成立することをご報告申し上げます。

それでは次第に沿いまして会議を進めさせていただきます。次第の2でございます。

阿賀野市民生部 小菅部長よりごあいさつ申し上げます。

2) 開会のあいさつ 小菅民生部長

■菅井市民生活課長

ありがとうございました。続きまして次第の3でございます。

本日が平成29年度第1回めの策定委員会であり、人事異動で委員及び事務局に変更がありましたので、改めて自己紹介をお願いします。

3) 委員及び事務局の紹介(自己紹介)

■菅井市民生活課長

ありがとうございました。

次第の4 議事以降の進行につきましては、小野委員長より進行をお願いします。

議 事

議題1：市民意識調査結果報告について

■小野委員長

それでは(1)の市民意識調査結果報告について事務局から説明をお願いします

○事務局(島田係長)

それでは、市民意識調査の結果につきまして報告いたします。人権に関する市民意識調査に関しましては、人権に関する市民の現状を認識し、課題や今後必要なことなどについての意向を把握・分析し、人権に関する施策をより効果的に推進していくための基礎資料とし、阿賀野市人権教育・啓発推進計画の策定に役立てるため、実施いたしました。

期間は、平成29年4月26日より5月31日までとし、無作為で抽出した市民1000名に封書で送付し、無記名で回答いただく形式でした。

設問数は、44問を設定し、設問内容につきましては、委員の皆様にご審議いただいた内容となっております。

締め切りは5月31日としておりますが、多少遅れて届いたものも、5月31日までに投函されたものとし、受理いたしました。

回答総数は、362名で、回収率は、36.2%方となりました。

集計については、業者に委託し、方法につきましては、他市の人権に関する意識調査を参考にし、報告書1ページのとおりとしました。

結果につきましては、報告書2ページ以降になります。

個々の結果につきましては、時間の都合上、報告は省略させていただきます。

なお、意識調査の結果については、阿賀野市のホームページに掲載予定です。

また、広報あがの12月号が人権特集のため、一部意識調査の結果も掲載いたします。

以上です。

■小野委員長

皆さんのお手元に事前にお配りしているので事前に目を通して来られたかと思いません。2ページからがアンケートの集計した結果となります。加えて、81ページ以降には結果をまとめたものが記載してありますので、これをお読みいただければ傾向がわか

るかと思ひます。何かお気づきの点ありましたでしょうか。私の方で区切つて皆さんにお聞きしたいと思ひます。また自由記述については後でお聞きしたいと思ひます。

その前に回収率が36.2%ということであつたが、これはどう考えればよろしいか？

○事務局（島田係長）

参考までに他市における同様の意識調査の回収率を報告します。今手元にあるデータですと、平成28年実施見附市の回収率は41.6%、平成28年実施の長岡市は46.6%、平成28年実施胎内市は48.2%、少し前になりますが平成23年実施の新発田市は36.2%、平成22年実施の上越市は40.6%とばらつきがあります。

阿賀野市の数値が決して低すぎるとは思ひません。

○事務局（菅井課長）

回収率の高い自治体は、2度目3度目の意識調査を行っているところもあります。阿賀野市に関しましては、1回目の意識調査ということもあり、結果にもあるように市民の意識も高いレベルにあるとはいへません。最初の想定した回収率も40%としていましたので、想定の範囲内かなと考へます。

■小野委員長

それでは81ページから83ページの中頃のまとめまで、問11までで何かお気づきの点はありましたでしょうか？

○伊藤（明）委員

人権が侵害されたときに誰に相談しますかという問いで、やはり家族、友人、親戚という身近な人に相談という方が圧倒的に多くて、その下の関係機関への相談が少ないと感じたので、そういう機関の情報を市民にもっと出していければいいと思ひました。

■小野委員長

阿賀野市では、年に1回10月に困りごと相談を実施しています。当日は、司法書士を始め、人権擁護委員も含め様々な相談の機会を設けています。また常時、市民生活課が窓口になって相談を受け付けています。日頃の相談状況について事務局から説明をお願いします。

○事務局（島田係長）

市民生活課窓口では、消費者トラブルの相談のほか、近隣とのトラブルなど様々な相談があります。4月以降相談状況では、人権に関する相談はありませんでした。

○事務局（菅井課長）

10月の合同相談の際は、確か人権に関する相談が2件あったかと思えます。

■小野委員長

今年の合同相談は全部で41件の相談があったかと思えます。

私もこの資料を見て、どこに相談していいかわからないという方が結構いると思いました。ですので、どこに相談すればよいか、市民の方にお知らせしていくことが大事だと思いました。ありがとうございました。

○事務局（菅井課長）

事務局から述べさせていただきます。委員の皆様もご覧になってきてるのでお分かりかと思いますが、資料の中に「〇〇地区」という表現が出てきます。阿賀野市は、4つの地域から成り立っており、それぞれ地域の特性があると思えます。山側の方が旧笹神村、新潟市に近いのが旧京ヶ瀬村、その間に大きな市街地として、旧水原町と旧安田町があります。そういう形なので、クロス集計で出てきている数字が特徴的なのかなと思えます。

○塚田委員

私は市外に住んでいますので、よくわからないのですが、今お話しがあった相談などは、電話相談ならいいのですが、窓口に来られた際に、相談に来られた方の人格を隠すような配慮をなさっていますか。

○事務局（菅井課長）

相談に来られた際は、窓口は他のお客さんがいらっしゃいますので、窓口の前を通らずに行ける相談室を用意しております。そちらの方でお話を聞くようにしております。相談係という名の係は、阿賀野市の中で市民生活課にしかありません。相談係の役割は、第一次の相談はうちへきます。その後で、例えば障がい者のことであれば、役所の中にも専門の人もいますので、一緒に相談を聞いて欲しいと伝えます。一時的な受付をし、専門のところへご紹介をするという立場で相談業務をっております。

○塚田委員

ということは、十分に配慮はされているということですね。

○事務局（菅井課長）

十分に配慮しているつもりでございます。

■小野委員長

大事なことですね。困ってくるわけですから、他の人に聞かれたり、知られたりしないよう配慮は必要ですね。我々人権擁護委員も誰々が何処どこへ相談に行ったとかわからないよう配慮しています。

○塚田委員

私は水俣病の関係の事務所にいるのですが、患者さんの話を聞くと、「あんたうちへ来てくれるな」とか、例えばチラシを配るとかでも「あなたが来るとうちにそういう関係の者がいると思われるから、決して来てくれるな」という話をよく聞くんですよ。ですからその辺が大切なのかなと思います。あそこへ行ったらあの人が出たよ、とかいわれないよううまくカモフラージュしてやるのが大事かと思ひ質問しました。

■小野委員長

それでは次に進めさせていただきます。83ページから84ページの子どもの人権に関するところまででご意見等あればお聞きしたいと思います。問12から問14までです。

○伊藤（義）委員

学校というところは、同じ年代の子どもを組織的に教育するところなので、人間関係などがぶつかったりしていじめなどが発生します。いじめた子どもに着目すると、その子が本当に嫌いなのでなく、別のところに不満があって、そういう行動に出ていることが多いと思うんです。なので、学校の中で起こったことだから学校で解決してくださいといわれるんですが、保護者の方も交えて話し合うことで、起こらないように、又は早期に解決する手立てが見えるかなと思うんです。いじめという事から見たらそうなのですが、人権という事から見ると逆もあるかなと思っています。保護者が家できちんと、特に幼児期なのですが、大事なことはこうだよと教えてもらった子は、学校教育に進んだ頃にはある程度理解ができています。ところがそれを身につけてこなかった子は、

中々指導が入って行かない。という現状があるので、子どものことだから学校じゃなくて、保護者と一緒に、そして行政と一緒に、特に84ページにもある支援センターとかことばところの相談室とか、阿賀野市はこういった行政的なシステムを整備していただいているので学校としてはありがたいし、頼りにしながら子どもの教育に向かっているところです。

■小野委員長

いじめによって学校に行けなくなる子どももいて、深刻な問題になっています。学校では保護者とコミュニケーションをとりながら、忙しい中で対応しなければならないわけですから。先生方も一人一人の子どもと時間をかけてコミュニケーションをとっていると思いますが、最近ではインターネットが普及して、目に見えない子ども同士のトラブルも多いと聞いております。子どもは自分から発信できない、自分で抱え込んでしまう、本当に苦しいことです。今、伊藤委員からお話がありましたが、学校と保護者が連携しながらやっていくことが大事なんだと感じました。

他にありますでしょうか。

○塚田委員

2、3年前の新潟日報の記事ですが、窓の欄に12歳の小学生が「いじめや差別をなくしたい」とか、中学生が「いじめはダメの声を上げて」だとか、「いじめ傍観者こそ勇気を」とかこういう投書が時々あるんです。こういう子どもたちがいるんです。

また、今日は資料を持ってこなかったのですが、東京のある小学校で子どもたちがいじめ撲滅隊を作り、昼休みとか学校を回っている。いじめがあればそこに行って話をする。後日、その学校の校長先生の話では、いじめがなくなったっておっしゃっていたんです。確かにこの問題は学校だけでなく、家庭の問題もあるんですけど、いじめはダメだと地域を含めて教育が必要だと思うんです。

○伊藤（義）委員

今の塚田委員の話聞いて、一つ紹介したいのが、新潟県は教育委員会の提唱でいじめ見逃しゼロスクール集会というのをやりましょうと、始まった頃は全県レベルで行われてきたのですが、今は地域レベルに根付いてきて、京ヶ瀬地域では京ヶ瀬中学校と一緒にいじめ見逃しゼロスクール集会を行っています。小学校5、6年生が中学校を訪れ

と一緒にやるんです。さらに阿賀野市では子ども未来フォーラムという事業も中学校と一緒に展開させていただいています。京ヶ瀬地区ではそれを両方合わせて、子ども同士で話し合い、いじめを見逃さない自分たちになろうと、集まってやるんです。特に京ヶ瀬地区は中学校の生徒会を中心に寸劇を見せてくれて、その寸劇のテーマを基に自分の意見を出し合い、相手の意見を聞き、特に傍観者の部分を、勇気を持っていじめを見逃さないようにしていくことを学ぶような集会を開くようにさせていただいています。ですので京ヶ瀬小学校の自慢ですけど、いじめらしいいじめは出ていないんです。それこそ人間関係トラブルはあります。それをそこでケアしたり、集会で高学年が学んできて、学校の中で上の子が下の子を世話する、または注意をする、そんな姿があるのですから今の阿賀野市はそういった集会があるので、それも中学校区で行っていますので、うまく回ると子どものいい心を育てられるチャンスになっていると少し紹介させていただきました。

○塚田委員

ありがとうございました。学校の先生を見ていると本当に大変だと思うんですよ。

学校の先生方は学校の授業はあるは、それはあるは、限られた時間の中で、家にまで仕事を持って帰ってきている。しかも、事件があれば集中的に攻撃されるという、本当に大変だと十二分に認識しています。

○伊藤（明）委員

水原中学校区も同じような活動をやっています。最近の状況はわからないのですが、中学校の生徒会は迫真に迫る演技をしてまして、小学生には伝わっているんじゃないかなと思います。

■小野委員長

そういった集会には、私も参加して様子を見ると、良い事だなと思っています。それでも中々いじめがなくなるという事なんです。

これは大きな課題の一つです。私たちがいろんな人と関わって、幼児期から大人までいろんな人間関係で起きる問題なので、全くなくなるという事は難しいことだと思います。

最近感じることは、それぞれの年齢層でもコミュニケーションが欠如してきているんじゃないかなと思います。

子どもの社会でも学校のトラブルがなくとも、家に帰ってからトラブルが起きたりします。また、子どもはサークル活動や習い事などのため地域で遊ぶ姿がなくなっています。それは少子化もあるんでしょうけども、また遊ぶ場所も少なくなっています。環境のこともありますが、子ども達自身も締め付けられている、枠の中で生活しているので、ストレスが溜まっている現状があります。

ですから、何とか子ども同士のコミュニケーション能力を小さい時から養っていくことが大事だと思います。

人権擁護委員も幼稚園、保育園に啓発活動で伺って人権に関する紙芝居など行っていますし、小学校でもSOSミニレターという事で子どもの人にはいえない悩みを寄せていただいています。また中学校では様々な人権講演会を開いていただき、人権に関する作文を書いてもらっています。

いろいろな活動を通しての働きかけが大事になってきます。

それでは、次に進めさせていただきます。

84ページから85ページまでの高齢者の人権と障がいのある人の人権について感想を伺いたいと思います。

私も高齢者の仲間入りをもうすぐしますが、高齢者の年齢も上がってきて、70歳ではまだ高齢者ではないという時代にきています。その反面、高齢者の独り暮らしや二人暮らしも増えてきて、様々な問題が増えてきて、やはり相談体制が大事だと負っています。

委員の皆さんの地域ではどのような状況でしょうか。

○塚田委員

私は地元でないですが、高齢者の人権という事でいいますと、たまに家にいますと、無言電話が来るんです。で、男の声だとすぐ切れるんです。何かそういった傾向があるんです。つまり一人でお住まいになっている方は、話し相手を探していて、ついつい話込んでしまうと、悪徳商法などに騙される人が出てくるのかなと思うんです。特にお年

寄りて独居の方々には話し相手が欲しいというのがあるんです。そういう対策が必要なのかなと思うんです。

○事務局（菅井課長）

私ども市民生活課ではゴミも担当していますが、家庭ゴミを出すのも、家の前に集積場があるわけではないので大変だと、ゴミ収集業者から話を聞きます。

○若月委員

私たち民生委員は高齢者の見守り活動を行っていますが、私の地域ではトラブルはありません。特に女性は近所に遊びに行く、話し相手がいるという人はいいいのですが、男性はよほど親しい人でもないとい行ったり来たりはないですよね。男性も女性も近所にも出れなくなるともうどうにもなりません。そうすると、ボケてしまって、部屋に外からカギをかけないとみたいなことになります。私の地域はそこまでのものはないですが、中に入ってみるとわかりません。もしそうなれば、我々ではどうにもなりませんので、それなりの機関へお願いします。

○奥村委員

私の親も新潟市内の昭和30年くらいに宅造されたところに二人で住んでいます。時々帰って話を聞いたりすると、高齢者だけの世帯や空家になっている家が非常に多くて、たまに民生委員さんが来ていただいているようですが、非常に広いエリアを一人で担当しているとも聞いていますので、高齢化と見守りの関係も大きな問題だと思います。

あと感じたことは、調査結果も見ると元気なお年寄りも多いのかなと思いました。回答された年齢が60代、70代も多く、生きがいか、活躍の場とかそういうことも大事かなと思いました。

■小野委員長

他からの出入りのない昔からの地域であれば皆さんがよくご存じで、安心していれれると思いますが、最近個人情報保護法というのがあって、例えば区長さんが地域の状況を把握して、地域で見守って行ければいいんですが、それをみんなに話をして、お互いに助け合っていきましょうというのが難しい状況なんですね。

また、年をとっても元気な方は元気なので生きがい対策というかいろんな活動を通してコミュニケーションして行くことが地域にとって大事なんですね。

伊藤（明）委員の地域はどうですか。

○伊藤（明）委員

私が住んでいる地域もわりと新しい住宅が集まった地域ですので、そういったところは中々見えないところもあります。でも、私の父が、高齢なのですが、買い物に行くときに転んでしまったのですが、たまたま知っている近所の人が通りかかって、助けていただいて、本当にありがたかったです。新しい地域でもそういうことがあると安心できますので、日々のコミュニケーションは大事だなと思いました。

○若月委員

私のいる地域は昔からの集落ですけれども、住宅団地もあります。そういうところの人の中には、もう来ないでくれという人もいます。元気なんで、見守りなんていいというんです。民生委員は一人暮らしの方の名簿をもらうんですが、そういわれると行き難くなします。ですが、いつどうなるかわからないので、心配もしています。

■小野委員長

地域によって多少暮らし方、人との関わり方が違いますしね。

○若月委員

そういう場を作っても来ない人は来ません。先ほどいったように、元気だから、家には来ないでくれという年寄りもいますし。

■小野委員長

そういう人は、はっきりしていますよね。こういう人だとわかれば対応もできますよね。

ありがとうございました。時間の関係もありますので、次に進ませていただきます。

85ページの障がいのある人の人権について、ご意見はありますでしょうか。

○立川委員

社会福祉課でも来年3月末までに障がい福祉計画を策定しますので、同じ様なアンケート調査を行いました。ちょうどまとまったものが手元にありますので、参考に紹介させていただきます。質問内容は人権のものとは異なり、障がいがある方、当事者へ

の質問です。「どのような環境が必要だと思いますか」という質問では、回答の内容的には同じなのかなと思いました。「健康状態に合わせた働き方ができる場所が欲しい。」

「雇用主が障がい者雇用について十分に理解して欲しい。」「職場の施設や設備を障がいがある人にも配慮して欲しい。」そのような意見が多かったです。

そのほか「差別を受けたことがありますか。」という事については「いやな思いをしたことがない。」という回答が一番多かったです。その中でも「具体的に受けた差別はどのようなものですか。」という事には、「学校での嫌がらせ」「職場でも病気のことを話さないでいたら辛い目にあつた。」とか「仕事の面接のときに病気を理由に断られた。」「障がい者というだけで差別された。」という回答が結構ありました。

人権のアンケートとは異なって、障がい者ご本人の声という事で紹介させていただきました。

■小野委員長

企業でも障がいのある方を雇用しているところもあります。そういう企業からの相談や企業への指導もあるのですか。

○立川委員

そういった相談は随時受け付けています。が、当事者の方も企業の方も中々声が上げ難い現状があります。

○塚田委員

一昔前は障がいを持った方の仕事は、単純作業が多かったです。金額も1円とか1カ月働いても数千円とか、そういうところへ子どもを行かせている親御さんなどは、自分たちがなくなった後、どうなるんだろうと思っています。そういうことから偏見や差別に繋がってきます。つまり尊重されていないという事だと思います。最近では、施設に付属した施設でパンを作って売りに行くようなところもあります。そういうところにいる人は月に数万円の収入になります。そうなって行けば周囲の人からも立派なんだと思われて行きます。そうなればレベルが相当上がると思います。そういうことを提供する行政施策も必要になってくるのではないかと感じています。

■小野委員長

障がいの程度にもよりますが、施設ではそういった活動もしていますよね。

○立川委員

阿賀野市内でもそのような収入を得られる事業所などもいくつかできてきています。やはり障がいの程度によって、この作業であれば月に約1万円位から、作業の内容によってもっとできる方は月に7、8万円くらい収入のある方もいます。障害者年金だけでは心配だという方もいます。

■小野委員長

社会参加、地域参加ということであればお互いに理解できますよね。そういうところで関わりができるわけですからね。そういう取組が必要だという事ですね。

それでは次に86ページから87ページの部落差別問題（同和問題）はどうでしょうか。

○事務局（菅井課長）

本日は長谷川委員がおられないので、他市との比較であるとか詳しいところは、私も知りえないところはあるのですが、ただ何ととっても部落差別問題、部落差別という事を知っているかどうかの割合で行くと、若干まだ低いかなと思います。今後はこれを「知っている」「ある程度知っている」という割合をできれば5割くらいまでは上げていきたいと行政の担当としては考えております。

○奥村委員

県が行う調査では設問の選択肢の内容が違うので、単純には比較できませんが、25年に行った調査では、「知らない」が41.3パーセントでしたので、純粹に「知らない」だけを比較するとずっと低いかなと思います。ただ、「聞いたことはあるが詳しくは知らない」を「知らない」に入れるとどうかなと、単純な比較はできないかなと思います。

今後の啓発とか、こういう調査すること自体、知ってもらい、啓発の機会になるかなと思いますし、これからの取組み次第かなと思います。

○事務局（菅井課長）

あとは寝た子を起こすなという考えを持ってられる方も多いように感じます。

■小野委員長

そういうことを教育の場できちんと学ぶことが大事になってきます。

伊藤（義）委員は、意見ございませんか。

○伊藤（義）委員

問20の初めて知ったのはいつ頃かという質問で小中学校の義務教育で知った方が3割と低いなと思いました。今現場にいる者としては、私は小学校ですけど、小学校6年生の社会科で身分差別についてのところでこれが出てきます。小学校ではそこにたどり着くまでに、色々な差別がありますが、少しずつ積み上げてきてこの部落差別問題を学習できるようにプログラムを組んできているつもりです。中学校でも同じような取組を行い、今度は大人の考えも持てるようになってきているので、そこで向き合わせるように授業を組まれていると思っていたのですが、印象に残らないようにさらっと流しているのかなとちょっと思ったりしています。また、教わっている子どもの方にわかってもらえるように伝えきれていないんじゃないかというところが、この数字に表れたりしているのかなと思っています。自分としては、新発田市で教員をさせてもらったので、かなり知っているつもりなんです。でも、30人の子に一度に授業したから、30人に同じレベルのものが渡せるかというところではない。ちゃんとわかってくれる子もいれば、逆に興味本位の方に走ってしまって、変に差別意識を助長してしまうんじゃないかという不安、心配、それで先生方が踏み込み切れないでいる。そして学校の授業というのは意外と子どもが掴む情報としてはほんの少力で、家庭とか社会とかマスコミとかそこで掴んでくる情報というのがこれにこう大きく輪をかけてしまうという不安があつて、踏み込めないのかなっていうのがあるんじゃないかなとこの数字を見て思いました。だとすると、教育といえば学校教育が一番に思い浮かびますが、そうでないところでも教育の場面が必要なんじゃないかなと思うんです。

■小野委員長

確かに身近な問題として感じる人とよくわからないという人の差がありますよね。地域によっては辛い思いをしている方も沢山おられる訳ですからね。今でも結婚問題とかあるといわれていますからね。それを正しく教育していく、小さい時から教育していくというのは大事だと思います。教育の中でも難しい問題だと思います。

時間が気になってきたので、88ページの身元調査、外国籍の住民、インターネット、水俣病、犯罪被害者あたりまで、何か感じたことがありましたらお願いします。

○事務局（菅井課長）

後ほど自由意見は別枠だという事でしたが、水俣病に関するところの自由意見の中にも「寝た子を起こすな」的な意見がありました。私も学習して、理解した上で大丈夫、問題ないという気持ちにならないとダメなのかなと思います。知らないでいて、耳年増みたいになって、マスコミから入ってくるのばかりではなく、きちんと学習して、理解をした上で、もう起こしちゃいけないという感覚に市民が全員なればいいなと思います。

■小野委員長

あとは、どうですか。

○事務局（菅井課長）

身元調査の関係で、阿賀野市では、必要だろうとか、高い率で身元調査はダメだよという結果ではないんですね。

○奥村委員

これは県でやった時も66パーセントがある程度やむを得ないも含め肯定的で、同じような結果でした。身元調査というと金融機関の信用調査とかそういうものまで含めて広くとらえられてしまっている部分があるのかなと思います。いずれにしても個人の出身地や本籍を調べるようなことは必要ない事なので、そういうものはなくしていくんだという事を啓発していかなければと思います。この設問は、県との比較のためもあって同じに作っていただいたと思いますが、設問の意味が理解されていないかもしれないんですけども、いずれにしても身元調査については、県としてもこれはあってはならないという事で啓発をしていますので、少しでもこの数字が減って行くようにしなければならぬと考えています。

■小野委員長

外国籍のところでは、異文化との相互理解とか、インターネットのところでは、犯罪に巻き込まれないような教育をしないといけないとかありますね。

残り90ページからのところどうでしょうか。

犯罪被害者のところでは、地域では保護司さんという方もおられますよね。そういう方が関わっていると思うんですけどね。私もそういったところから情報を伺ったことはないんです。

他はよろしかったでしょうか。

それでは67ページから自由意見が載っています。この辺で何かお気づきがありましたでしょうか。

○事務局（菅井課長）

回答してくださった方が362人。その内この自由意見を書いて戴いた方が54人いらっしゃいました。私もいろんなアンケートを書くときは自由意見とか書かないんです。こんなアンケート必要ないという意見も当然ありますが、本当に真剣に考えて自由意見欄を書いておられる方がいっぱいいたのでちょっと嬉しいかなというのが正直なところです。

■小野委員長

私もここを読ませていただきました。ちょっと他の意見を述べていただいている方と違うかなと思ったのが、70ページの一番下の40代の女性の意見です。他のところはズバツと意見が述べられていたのですが、40代でこういう考えを持つというのは、親の教育なのでしょうかね。

○伊藤（明）委員

あまりない意見ですね。

■小野委員長

男女平等、女性の人権といわれる時代ですしね。

○伊藤（義）委員

勝手なイメージですが、この女性は大和撫子ですね。

男性、女性という性の役割というようなものをきちっと考えられている方だなと思います。ただ、あくまでも男が外で女が家庭という考え方は個性というもの、その人の特

性というものを見ていない、男と女という枠で見ているという印象があります。今の時代は一人一人が持っている特性を発揮して、社会に貢献したい人は社会に出る、家の中を守りたい人は家の中にいる、どちらでもいいんじゃないかという、これからの日本、あるいは阿賀野市が認めるべき社会だという印象を受けました。

○伊藤（明）委員

女性にもいますね。家の事は自分できちんとしていたいという方は。男性、女性は別で。

■小野委員長

向き、不向きもありますしね。イクメンとかもありますし。

私個人としては、男らしさ、女らしさとかはなくなって欲しくないと思いますね。

男らしさ、女らしさとかは日本の文化からきているところもありますよね。

○塚田委員

らしさという事から見ると、希薄化していつているでしょうね。私個人としては、男性の化粧品とかは、どうかと思うんですよね。

○奥村委員

最近では、性的指向、性自認という人権課題がよくいわれているんです。性に関して、自分がどう生きていくか自分で選び取る、それで周りの人がその人がどう選択してもお互い尊重し合いましょうという事なのかなと、そこから敷衍していくと性に限らず生き方そのものを、個性をお互いに尊重し合いましょうというのが人権なのかなと思います。

■小野委員長

そういう時代になってきたんですね。個性として尊重していく。

それでは、議事の結果報告については、この辺で終わりにしたいと思います。

次に（２）の人権教育・啓発計画骨子（事務局素案）についてお願いします。

○事務局（菅井課長）

私も目を通したのですが、言葉の整合性や単純な間違いなどありますので、こんな作り方でやりたいんだという事を読み取っていただければと思います。

■小野委員長

こちらの審議のつきましては、どのように考えていますか。

○事務局（島田係長）

この計画につきまして、次回皆様よりご審議いただきたいと考えております。

本来であれば今日の結果を踏まえ、一から骨子を作成するところ、今年度中にこの計画を策定する予定ですので、こちらで素案を作成させていただきました。

不備なところは多々ありますが、こちらの素案につきましては関係各課より修正いただいております。

内容につきましては、総合計画のもと、第5章から成り立っております。

第1章は、「計画の概要」について、記載されています。

第2章は、「市民意識調査結果等からみる現状と課題」が記載されており、第3章は、「あらゆる場を通じた人権施策の推進」、第4章は、「分野別人権施策の推進」が記載され、第5章には「人権施策推進に向けて」とまとめが記載されています。

第4章の分野別の人権施策の推進につきましては、意識調査の各項目に沿っております。

意識調査の結果でも関心が高かった子どもの人権や高齢者の人権、障がい者の人権については、分野ごとの中でも重点的となっております。

新潟水俣病患者やその家族の人権に関する部分は、被害者を抱える自治体として他の分野に比較して重きを置きました。

最後に第5章の施策推進に向けてでは、施策推進における目標値を設定しました。数値につきましては、事務局で考えた数値ですので、もう少しこうした方がいいとかあれば修正をお願いします。

本来コンサルタント会社等をお願いすべきところ、事務局で他市の計画を参考に作成したため、先ほど課長がいましたように単語や語尾まちまちになっていますので、そのあたりをご指摘いただければと思います。

■小野委員長

こちらにつきましては、お持ちいただき、次回まで目を通していただくという事でよろしいでしょうか。

次回の委員会の予定は決まっていますか。

○事務局（島田係長）

今回は1月くらいに行いたいと考えております。その後もう1回委員会を行う予定となっております。

■小野委員長

骨子については、後2回検討したいと思います。今回は少し時間をとって検討したいと思います。その後は、確認のためにもう1回委員会を行いたいと思います。今、日程がはっきりしないので、改めて文書でお知らせしたいと思います。よろしくお願いいたします。

その他、何かありますでしょうか。

○事務局（菅井課長）

はい。皆様のテーブルの上にチラシを1枚上げさせていただいております。いのち・愛・人権阿賀野展というものが今月の29日より12月5日まで笹神ふれあい会館で開催になります。阿賀野市が主催しているわけではなく、実行委員会が主催しております。長く続いているイベントで、本年度阿賀野市が事務局で行う事となりました。昨年12月に部落差別解消推進法が施行されました。罰則等を謳った法律ではなく、理念を謳った議員立法による法律でございます。この中を読んでいただければわかるのですが、部落差別は現実としてあると法律で謳ったものでございます。国が認めていると、日本にもあるんですと、国自体が認めた法律でございます。それを解消していきましょと、解消のために皆さん努力しましょという事が書いてある法律です。これを踏まえましての本年度のいのち・愛・人権阿賀野展でございますので、お時間がありましたら是非ご覧いただきたいと思います。29日には記念講演会もございますので、よろしければご覧いただきたいと思いますので、ご案内させていただきました。よろしくお願いいたします。

■小野委員長

他にございませんか。

それでは、これを持ちまして第1回の委員会を終わりたいと思います。ありがとうございました。

— 議事終了時刻：午後 3 時 4 0 分 —

9 問い合わせ先

市民生活課 相談係 TEL：0250-62-2510（内線2104）

E-mail：shimin@city.agano.niigata.jp

[以下、余白]